

令和4年度第10回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年1月25日(水) 午後2時から午後2時30分まで

2 開催場所 利府町役場 2階 第1、2会議室

3 出席者 (農業委員9名 推進委員5名) 計14名

会 長	1 番	渡 邊 賢
職 務 代 理	2 番	鈴 木 幸 雄
委 員	3 番	鈴 木 孝 男
委 員	4 番	伊 藤 英 樹
委 員	5 番	郷 家 百合子
委 員	6 番	小 林 寅 雄
委 員	7 番	桂 嶋 賢 一
委 員	8 番	小 幡 康 子
委 員	9 番	阿 部 富 雄
推 進 委 員	10 番	庄 司 安 伸
推 進 委 員	11 番	板 橋 秀 之
推 進 委 員	12 番	鈴 木 政 夫
推 進 委 員	13 番	鈴 木 ハマ子
推 進 委 員	14 番	赤 間 良 一

農業委員会事務局職員

事務局長 高 橋 活 博
事務局 島 津 恵 子
佐 藤 嘉 恭

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

日程第3 議案第17号 農用地利用集積計画の決定について

日程第4 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知(賃借権の解除)について

日程第5 報告第16号 農地転用許可を伴わない現状変更届について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。
会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

議 長 ただ今の出席委員は、農業委員9名、推進委員5名の計14名です。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名
会議録署名委員の指名を行います。9番 阿部 富雄 委員、3番 鈴木 孝男 委員をお願いします。

議 長 日程第2 「日程第2 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題とします

なお、6ページ番号3につきましては、12番 鈴木政夫 委員が関係する事案になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、後ほど、退席していただきますのでご了承願います。

事務局から2ページ番号1について内容の説明をお願いします。

事務局 2ページ番号1の内容ですが、
本件の申請地は、菅谷字東谷地70番 外1筆 地目 田 面積合計1,221㎡です。申請事由は農地拡大のためで、売買の所有権移転になります。
位置図は3ページに記載の箇所となっています。
審査基準については、農地法第3条第2項1号の全部効率利用と第4号の常時従事、第5号の下限面積、第7号の地域調和の各要件に該当しない旨、許可要件すべてを満たしています。

次に4ページ番号2の内容ですが、
本件の申請地は、神谷沢字新宮本26番 外2筆 地目 田 面積合計1,952㎡です。申請事由は農地拡大のためで、贈与の所有権移転になります。
位置図は5ページに記載の箇所となっています。
審査基準については、農地法第3条第2項1号の全部効率利用と第4号の常時従事、第5号の下限面積、第7号の地域調和の各要件に該当しない旨、許可要件すべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

議 長 次に、現地確認等の結果について、
番号1は現地が菅谷地区になりますので、私から、番号2は現地が神谷沢地区になりますので、10番 庄司安伸 委員から、補足説明願います。

2ページ番号1

1番 渡邊 賢 会長 譲受人の耕作地が隣接した土地にあり、耕作地を拡大する目的であることから、特に問題は無い。

4 ページ番号 2

10 番 庄司 安伸 委員 家族内の贈与であり、特に問題は無い。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議 長 次に、6 ページ番号 3 の議案に入りますが、ここで、12 番 鈴木政夫 委員が関係する事案になりますので、12 番 鈴木政夫 委員 は退席願います。
事務局から 6 ページ番号 3 について、内容の説明をお願いします。

事務局 6 ページ番号 3 の内容ですが

本件の申請地は、春日字山崎 28 番 7 地目 田 面積 1,561 m² です。

申請事由は農地拡大のためで、5 年間の賃借権設定になります。

位置図は 7 ページに記載の箇所となっています。

審査基準については、農地法第 3 条第 2 項 1 号の全部効率利用と第 2 号の農地所有適格法人要件、第 4 号の常時従事、第 5 号の下限面積、第 7 号の地域調和の各要件に該当しない旨、許可要件すべてを満たしています。

以上で、説明を終わります。

議 長 次に、現地確認調査等の結果について、

番号 3 は現地及び借り人、貸し人が春日地区になりますので、3 番 鈴木孝男 委員から補足説明願います。

6 ページ番号 3

3 番 鈴木 孝男 委員 既存の赤線に替わる農道や排水施設を整備することになり、周辺農地の影響がないことから、特に問題は無い。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

審議が終了しましたので、12番 鈴木政夫 委員の入室を許可します。

議 長 次に、日程第3「議案第17号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局から8ページ番号1について、内容の説明をお願いします。

事務局 8ページの番号1の内容ですが、
申請地は、飯土井字新下砂押（しんしもすなおし）30番 外4筆 面積合計5,105㎡、位置図は9ページに記載の箇所となっています。
権利内容は、利用権設定の新規設定で、期間は令和5年2月1日から令和10年1月31日まで、借賃は玄米年750kg、年末持参払いとなっております。

審査基準については、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画の作成等に係る要件並びに基準も十分満たしており、また、借人については、農業機械を所有し、実際に営農活動をしており、農地を耕作している実績があるため、基準を満たしております。

以上で、説明を終わります。

議 長 次に、現地確認等の結果について、
番号1は現地が飯土井地区になりますので、私の方から補足説明いたします。

8ページ番号1

1番 渡邊 賢 会長 借人は町外の方だが、利府町で耕作地を拡大しており、貸人は高齢であり規模縮小することから、特に問題は無い。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議 長 次に日程第4「報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知（賃借権の解除）について」を議題とします。

事務局から10ページ番号1の内容の説明をお願いします。

事務局 10ページ番号1の内容ですが

農用地利用集積計画により利用権設定を結び、契約期間の途中で合意解約に至った場合は、農地法第18条第6項の規定により、農業委員会に報告するものとなっていることから受理したものであります。

対象地は 菅谷字東谷地70番 外1筆 地目 田 面積合計1,221㎡で、位置図は 10ページの箇所となっています。

解約事由につきましては、都合により解除、合意解約日は令和4年12月1日となっております。

また、こちらの案件につきましては、先ほど「議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」で議決いただきました、2ページ番号1の売買による所有権移転に伴うものであり、元々締結していた利用権設定を解除して、水間さんに当該地を売買するものになります。

以上で説明を終わります。

議 長 現地確認等の結果について、
番号1の現地及び届出人が菅谷地区になりますので、私から補足説明します。

10ページ番号1

1番 渡邊 賢 会長 農地法第3条の売買に伴う賃借権の解除であることから、特に問題は無い。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 ご質問・ご意見等がないようです。報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 次に、日程第5「報告第16号 農地転用許可を伴わない現状変更届について」を議題とします。

事務局から12ページ番号1から28ページ番号9までの届出について、内容の説明をお願いします。

事務局

届出の内容ですが、

12ページ番号1から28ページ番号9までは関連となります。

12ページ番号1につきましては、届出地は 利府町澤乙字山岸前11番 地目 田 面積 285 m²で、位置図は13ページに記載の箇所となっています。

届出の内容ですが、盛土によりかさ上げし、畑として野菜などを栽培する計画となっており、造成期間は令和4年12月1日から令和5年3月31日までとなっています。

被害防除として、用地境界より1～2m離して法尻を設けて保全区域を確保し、盛土の法面勾配は1割5分で均等に転圧施工します。平場についても均等に転圧し雨水は自然浸透を基本とします。

14ページ番号2につきましては、届出地は 利府町澤乙字山岸前8番 地目 田 面積 1,294 m²で、位置図は15ページに記載の箇所となっています。

届出の内容ですが、盛土によりかさ上げし、畑として野菜などを栽培する計画となっており、造成期間は令和4年12月1日から令和5年3月31日までとなっています。

被害防除の内容は、12ページ番号1の内容と同様です。

16ページ番号3につきましては、届出地は 利府町澤乙字山岸前6番 地目 田 面積 445 m²で、位置図は17ページに記載の箇所となっています。

届出の内容ですが、盛土によりかさ上げし、畑として野菜などを栽培する計画となっており、造成期間は令和4年12月1日から令和5年3月31日までとなっています。

被害防除の内容は、12ページ番号1の内容と同様です。

18ページ番号4につきましては、届出地は 利府町澤乙字山岸前12番1 地目 田 面積 187 m²で、位置図は19ページに記載の箇所となっています。

届出の内容ですが、盛土によりかさ上げし、畑として野菜などを栽培する計画となっており、造成期間は令和4年12月1日から令和5年3月31日までとなっています。

被害防除の内容は、12ページ番号1の内容と同様です。

20ページ番号5につきましては、届出地は 利府町澤乙字山岸前14番1 地目 田 面積 409 m²で、位置図は21ページに記載の箇所となっています。

届出の内容ですが、盛土によりかさ上げし、畑として野菜などを栽培する計画となっており、造成期間は令和4年12月1日から令和5年3月31日までとなっています。

被害防除の内容は、12ページ番号1の内容と同様です。

22 ページ番号 6 につきましては、届出地は 利府町澤乙字山岸前 15 番 1 地目 田 面積 495 m²で、位置図は 23 ページに記載の箇所となっています。

届出の内容ですが、盛土によりかさ上げし、畑として野菜などを栽培する計画となっており、造成期間は令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなっています。

被害防除の内容は、12 ページ番号 1 の内容と同様です。

24 ページ番号 7 につきましては、届出地は 利府町澤乙字山岸前 16 番 地目 田 面積 492 m²で、位置図は 25 ページに記載の箇所となっています。

届出の内容ですが、盛土によりかさ上げし、畑として野菜などを栽培する計画となっており、造成期間は令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなっています。

被害防除の内容は、12 ページ番号 1 の内容と同様です。

26 ページ番号 8 につきましては、届出地は 利府町澤乙字山岸前 17 番 地目 田 面積 513 m²で、位置図は 27 ページに記載の箇所となっています。

届出の内容ですが、盛土によりかさ上げし、畑として野菜などを栽培する計画となっており、造成期間は令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなっています。

被害防除の内容は、12 ページ番号 1 の内容と同様です。

28 ページ番号 9 につきましては、届出地は 利府町澤乙字山岸前 18 番 地目 田 面積 494 m²で、位置図は 29 ページに記載の箇所となっています。

届出の内容ですが、盛土によりかさ上げし、畑として野菜などを栽培する計画となっており、造成期間は令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなっています。

被害防除の内容は、12 ページ番号 1 の内容と同様です。

また、審査基準については、番号 1 から番号 9 までいずれも、作土は 30 センチメートル以上であること。道路及び水路に接する場合は、現状を確保していること。市街化調整区域内の農地であり、届出書の法定記載事項が記載されており、さらに隣接農地の同意等も得られており、添付書類が揃っておりますので、内容を審査の上、受理しています。

以上で説明を終わります。

議 長 次に、現地確認調査等の結果について、
番号 1 から番号 9 までの現地在沢乙地区になりますので、2 番 鈴木幸雄 職

務代理者から補足説明願います。

14～28ページ、番号1～9

2番 鈴木幸雄 職務代理者 一体的に盛土されており、周辺に一部田んぼが残っているが、水関係等は影響がないと思われる。

議長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

質疑 (質疑) 12番 鈴木政夫 委員

作土について50センチと記憶していたが、かなり盛土されている状況であり、周辺の農道や水路に影響はないのか。

(回答) 事務局

作土については、要綱上、良質土を30センチ以上と規定しており、問題はない。

議長 その他、ございませんか。

ご質問・ご意見等がないようです。報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議長 (1) 履行確認について、担当委員を割り当てます。

12ページ番号1から28ページ番号9については 2番 鈴木幸雄 職務代理者に履行確認をお願いします。

次に、30ページから34ページまでの、転用事業の履行確認の状況について、委員の皆さんよりご報告をお願いいたします。

鈴木 ハマ子 委員 1073番 初期確認報告

1074番 初期確認報告

1076番 初期確認報告

桂嶋 賢一 委員 1078番 完了報告

小林 寅雄 委員 1071番 初期確認報告

板橋 秀之 委員 1055番 初期確認報告

1057番 初期確認報告

1058番 初期確認報告

1059番 初期確認報告

1060番 初期確認報告

1061番 初期確認報告

鈴木 幸雄 委員 1080番 初期確認報告

議 長 他にございませんか。なければ、履行確認についてを終了します。

議 長 次に（２）次回の総会について、事務局から説明をお願いします。

局 長 次回の総会の日程につきましては、令和５年２月２４日（金）午後２時から役場２階の第１、第２会議室で開催となりますのでよろしくお願いします。

議 長 それでは、次回は令和５年２月２４日（水）午後２時から役場２階の第１、第２会議室で開催いたしますので、御参集願います。

議 長 他に委員の皆さんから意見などございませんか。
事務局からはありますか。

議 長 他にないようですので、その他を終了します。
これで議長の任を終わらせていただきます。

局 長 ありがとうございます。

局 長 以上をもちまして、第１０回農業委員会総会を閉会いたします。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和５年 ２ 月 24 日

9 番委員

阿部 昌雄 

3 番委員

鈴木 孝男 

